

## 日常生活の注意(行動指針)

- 新型コロナウイルス感染症(COVID-19)の最新情報を注視し、以下の事項について十分に認識すること。
  - 無症状の感染者が一定の割合でいるため、日常生活で感染する機会は常にある。
  - 家族、同僚、親しい友人間でのマスクをしない状況(飲食時など)において感染が拡大しやすい。
  - 感染した本人が軽症で済んだ場合でも、周囲のハイリスクの人に感染がおよぶ可能性があり、社会的に多大な影響をきたしうる。
  - 感染者および濃厚接触者には 10 日以上におよぶ療養期間、隔離による健康観察期間が課せられ、大学生生活に影響がでるのみならず、精神的苦痛は大きい。
  - SARS-Cov-2 ワクチンは感染予防、重症化予防において有効であるが、ブレークスルー感染も起こりうる。
- 手洗い、手指消毒等の標準感染予防策を励行し、他人との接触がある場合には必ず不織布マスクを着用すること。
- 3 密(密集、密接、密閉)の何れかあてはまる場所(カラオケ、夜の繁華街を含む)に行かないこと。また、これらの場所にアルバイトに行かないこと。
- 帰省する場合は、移動中や実家での生活においても十分な感染予防策をとること。
- オミクロン株の市中感染が発生している都道府県への移動は可能な限り延期すること。
- 混雑が予想される場所への訪問滞在は延期すること。
- 同居家族(パートナー)以外との会食(冠婚葬祭等に伴う会食を含む)は、当面の間禁止する。
- 同居家族(パートナー)と外食する場合は、換気などの感染対策をとったグリーンゾーン認証など感染対策の公的認証を受けた店を利用すること。
- 会食での飲酒は現時点では禁止する。
- 海外渡航は事前に申請して許可を得ること。
- 附属病院および学外施設で臨床実習を行う医学科、看護学科の学生は、別に定める「臨床実習についての心得・感染拡大防止のための取り決め(2022 年 1 月 11 日改訂版)」を遵守すること。
- 新型コロナウイルス感染症と診断された場合、濃厚接触者あるいは接触者と判定された場合には、登校せずに速やかに医学部学務課に連絡すること(学務課直通 055-273-9341)。
- 発熱時、体調不良時には来校せず、別紙の COVID スクリーナー(2020.11.30 版)に従うこと。事前連絡なく附属病院に直接来院しないこと。

- 体調不良から回復後の登校にあたっては、別紙の登校禁止対応フローチャート(2021.05.24 版)を確認すること。

(2022.1.11 改訂版)